

連載記事「クルアーンの秘密」に見る イスラーム近代主義：予備的考察(2)

國谷 徹

1. はじめに

本論は、『カラム』誌の連載記事「クルアーンの秘密：知識と哲学の観点から (Rahsia al-Qur'an: dari segi ilmu dan falsafah)」を題材として、20世紀前半の東南アジアにおけるイスラーム近代主義思想について考察を試みるものである。筆者は昨年度、既に連載前半の記事について分析を行った[國谷 2010]。本論ではこれに引き続き、連載後半の記事の分析を行う。

この連載記事は、『カラム』第10号(1951年5月)に第1回が掲載され、以後、第47号(1954年6月)までの足掛け3年にわたり、全31回が連載された¹。著者は20世紀半ばにシンガポールで活動したウラマー、アブドゥッラー・バスメー (Abdullah Basmeh; 1913-1996年) である。タイトルが示すとおり、クルアーン解釈学(タフシール tafsir al-Qur'an)の専門家である著者が、一般ムスリム向けにクルアーンの内容を解説する趣旨の連載である。著者バスメーはシンガポールにおけるムスリム同胞団(al-Ikhwan al-Muslimin)の創設(1956年)に際して中心的役割を果たしたとされる人物であり[山本 2003: 69]、この連載において展開される彼の思想もエジプトの“本家”ムスリム同胞団から強い影響を受けている²。彼の思想を明らかにすることは、東南アジアにおけるイスラーム改革主義思想の系譜を考える上で重要であろう。

[國谷 2010]では『カラム』第26号(1952年9月)掲載の連載第14回までを分析し、以下のことを明らかにした。まず、連載前半におけるクルアーン解説は、著者バスメー自身ではなく、20世紀初頭にエジプトで

活躍したウラマー、タンターウィー・ジャウハリ (Tantawi Jawhari; 1862-1940年)のクルアーン解釈を紹介するという体裁をとった。当時のエジプトにおける代表的なクルアーン解釈学者であったタンターウィーは、「科学的」クルアーン解釈と呼ばれる方法論を提唱し、西洋近代科学の知識・技術などは全てクルアーンの中に既に示されている、との理論に基づいて近代科学の導入を正当化する、いわゆる近代主義的イスラーム改革思想を推進した人物である³。

さらに[國谷 2010]では、タンターウィーの議論において彼の独特の歴史認識が重要な位置を占めていたこと、バスメーもタンターウィーの思想を紹介するにあたってこの点を重視していたことを指摘した。その歴史認識とは以下のようなものである：アラブ民族はイスラームの受容をきっかけに発展し、輝かしいイスラーム文明を築き上げた。イスラーム文明の繁栄によって科学・学問の分野でも優れた成果が生み出されたが、イスラームのウマット⁴はやがてクルアーンの教えから逸脱し、衰退に向かった。このイスラーム文明の遺産を継承し、発展を遂げたのが現在の西洋近代文明である。かつて西洋がイスラーム文明を取り入れて発展したように、今や停滞に陥っているイスラーム世界の側が西洋近代文明の成果を取り入れ、発展に向かうべきである。このような歴史認識に基づくイスラーム改革思想は、東南アジアのイスラーム研究の文脈では従来あまり注目されてこなかったものであり、この点でもこの連載記事を取り上げる意義があると言える。

以上のような歴史認識に基盤を置く近代主義的イスラーム改革思想について、連載後半ではより具体

1 途中に数度の休載をはさむ。なお、[國谷 2010]では連載は第41号(1953年12月)までの全27回と述べたが、これは筆者の単純な数え違いであり、第47号までの全31回が正しい。

2 ムスリム同胞団は1928年にエジプトで設立された大衆組織で、いわゆるイスラーム復興運動の代表的存在と言われる。1940-50年代にはアラブ諸国で同胞団の支部が設立されたが、上述したシンガポールにおける同胞団の設立がエジプトの同胞団本部とどのような関係にあったのかは明らかでない[大塚他編 2002: 971-972]。

3 イスラーム近代主義は、東南アジア研究では一般に植民地支配下での西洋化・近代化、特に西洋教育の普及に対抗して生まれたものと理解される[Abdullah 1970]、[Noer 1973]などを参照。

4 ウマット(アラビア語ではウンマ)は共同体の意で、元来は全てのムスリムを含む宗教共同体を指すが、文脈によってはアラブやマラヤなど特定の範囲に限定した共同体を指している場合もある。本論では全て訳さずにウマットと表記することにする。

的・現代的なテーマを取り上げて解説がなされている。本論ではこれを分析し、東南アジアにおけるイスラーム近代主義思想についての考察を試みる。ただし、著者バスメーの詳細な経歴等は不明な点が多く、本論での分析はあくまで連載記事そのものから読み取れる限りにおける暫定的なものにとどまる。

2. 連載後半の記事の概要

連載第15回[*Qalam* 1952. 10: 19-22] から第31回[*Qalam* 1954. 6: 12-13, 16] までの各回の副題は以下の通りである。

- 第15回 飲酒と賭博は社会の害毒である
(Arak dan judi racun masyarakat!)
- 第16回 賭博の危険性と害
(Bahaya judi dan bencananya)
- 第17回 イスラームのウマットの病
(Penyakit umat Islam)
- 第18回 イスラームのウマットの分裂
(Perpecahan umat Islam)
- 第19-21回 様々な時代・場所に適応したイスラーム法
(Hukum2 Islam sesuai bagi tiap2 tempat dan masa)
- 第22回 信仰篤い人々：試練に耐える
(Orang2 yang beriman: tahan menerima ujian)
- 第23回 道徳の悪化は災難の結果ではない
(Akhlaq yang buruk bukan hasil penderitaan)
- 第24回 軽視された責任
(Tanggungjawab yang dipercuakan)
- 第25-26回 完全な信仰を持つ人々
(Orang2 yang sempurna imannya)
- 第27回 夫婦の絆(Perikatan suami istri)
- 第28-29回 美しく輝く“アッラーの光”
(“Nur Allah” yang indah cemerlang)
- 第30-31回 神を畏れる人々の態度
(Sifat2 orang yang takwa)

連載前半で解説された、ウマットの興亡史を中心とするタンターウィーの近代主義思想を基盤として、後半ではより多岐にわたる、現代的かつ個別具体的なテーマが取り上げられる。クルアーンの章句を豊富に引用し、その現代社会における意義を平易な筆致で論じるスタイルは前半と同様であるが、後半ではクルアーンに加えハディース⁵からの引用が多い。また、タンターウィーだけでなく、ラシード・リダー(Muhammad Rashid Rida) やムハンマド・アブドゥ(Muhammad 'Abduh) といった、いわゆるイスラーム復興・改革運動の唱道者たちの思想が頻繁に参照される。

紙面の都合上、連載後半の記事を全て取り上げて論じることはできない。以下では大きく2つのテーマを取り上げ、これに関連する記事を分析する。第一は社会的倫理・道徳に関するもの、第二はイスラーム法に関するものである。

3. 社会的倫理・道徳の指針としてのクルアーン

(1) 飲酒・賭博の禁忌

連載第15回と16回では、飲酒と賭博の禁忌について論じられている。この二つの禁忌はクルアーンでも繰り返し明言されており、イスラーム法で明確に禁じられたものであることは言うまでもない。第15回の冒頭[*Qalam* 1952.10: 19] でバスメーは次のように述べる。「植民地支配者が被支配者の精神を墮落させる道具のひとつが酒と賭博である。この二つの社会的病弊は、西洋文明の産物としてイスラーム世界に入り込んでおり、今や西洋教育を受けた人々の多くは、この二つを嗜まないのは遅れた、非文明的な人々だと思っている…」。このように、著者は植民地支配下での西洋化・近代化が飲酒や賭博といった悪徳を社会に蔓延させたと指摘する。そして、クルアーンから「牡牛」章第216節「酒と賭矢についてみんながお前に質問して来ることであろう。答えよ、これら二つは大変な罪悪ではあるが、また人間に利益になる点もある。だが罪の方が得になるところより大きい、と」[井筒 1958a: 53] などの章句を紹介し、イスラームにおいてこの二つが禁忌であることを強調する。また、預言者ムハンマドのハディース「酩酊を引き起こすものは全て酒であり、あらゆる酒は禁忌である」を引用し、クルアーンに明記されていないもの(例えばビールなど)も含めて飲酒が全て禁忌であることを説く。

さらに著者は、「…西洋の理性ある医師たちは既に、酒が人体にとって危険であることを調査し、解明している。これに対して一部の人々は、酒の歴史は古く、世界中のあらゆる民族が酒を飲んできた、と述べて強く反論している。…このように現代の西洋人たちは酒の人体への危険について論争している」と述べ、西洋近代社会においても飲酒が問題とされているこ

5 ハディースとは預言者ムハンマドの言行録のことで、ムスリムにとってはクルアーンに次ぐ権威を持つ。ハディースにおいてはその信憑性を判断するために伝承経路が重視される。この連載記事において著者はティルミズイーやアブー・ダーウードなど、スンナ派において最も権威あるとされるハディース集を多く用いている[大塚他編 2002: 768-769]。

とを述べる。そのうえで「…このことについては既に1,300年も前に、預言者によって、酒は危険であり薬として用いるべきものではないことが明らかにされている…」と論じ、イスラームの西洋文明に対する先進性を主張しつつ、再度読者に対して飲酒を慎むよう警告を行っている。

第16回[*Qalam* 1952.11: 43-44, 46]では、賭博の問題が同様に論じられる。「…(賭博は)イスラーム法では明らかに禁忌であり、それによって得た利益は不浄である。しかしこの国では、他の国々と同様、民族の発展のための資金を得ることを目的に、ムスリムの間に賭博を大規模に広めることを支持する人々がいる。一部の人々にいたっては、クルアーンの中では「宝くじ(lottery)」という言葉は使われていないから、これはイスラーム法が禁じる賭博には当たらない、などと論じる…」これに対して著者は、ラシード・リダーなど多数のウラマーの見解を引用し、宝くじも賭博の一種であり明らかに禁忌であることを説く。そして、公営賭博の導入を支持する人々に対し、「…ある人が賭博をするかどうかは個人の問題である。しかし、イスラームの社会において、賭博をするようにウマットを唆したり、賭博を公認したりすることは、全てのムスリムが拒否しなくてはならない…。賭博をするように仕向けられた民族は、自ら闘争心の芽を摘み取ってしまうようなものであり、自立することができないだろう…」と述べ、厳しく批判している。

以上のように、著者は飲酒や賭博といった問題を西洋化・近代化によってもたらされた悪徳として位置づけ、クルアーンの価値観に基づいてこれらを社会的害悪として批判する。ここで注意すべきことは、著者が近代化そのものに対してはある程度肯定的な意見を持っているという点である。先述のように、連載前半の記事において著者はタンターウィーに依拠しながら、西洋近代文明ももとはイスラームを継承したものであると述べ、近代科学の様々な成果を詳細に紹介し、その発展を称賛している。近代科学の知識や技術を肯定的に評価する一方で、飲酒や賭博といった問題を西洋化・近代化の負の側面として位置づけ、これを改善するための手段として、すなわち近代社会における社会的倫理・道徳の規範としてクルアーンの教えを位置づけるのが著者バスメーの意図であると言えよう。

(2)夫婦の絆

同様に社会的倫理・道徳に関するテーマとして、連載第27回[*Qalam* 1953.12: 30-32]では夫婦の絆について論じられている。冒頭、著者は「ルーム」章第20節、「…お前たちのために、お前たちの体の一部から妻を創り出し、安んじて馴染める相手となし、二人の間には愛と情を置き給うた…」[井筒 1958b: 269]を引用し、夫婦の結びつきは神によって創られた聖なるものであると指摘する。そして、「…この聖なる絆は…しばしば多くのムスリムによって、特に夫の側の無知に基づく抑圧や虐待によって汚されてしまっている…」と述べ、現代における夫婦の絆の弱まりを批判する。ここでは西洋化・近代化がその要因であるとは明言されていないが、現代における道徳的退廃と、これを改善する手段としてのクルアーンの価値、という構図は先述の記事と同様である。

次いで著者は「牡牛」章第228節「…元来、女は自分が(夫に対して)なさねばならぬのと同じだけのよい待遇を(夫からも)受ける権利がある。とはいえ、やはり男の方が女よりも一段高いことは高いけれど。…」を取り上げ、イスラームが夫と妻に平等の権利を与えていると説く。男が女より一段上、とされている箇所については、男性が女性を抑圧・支配するという意味ではなく、女性を導き、庇護を与える立場であることを意味するものと説明される。さらに著者はこの章句に関して、ムハンマド・アブドゥによる以下のような解説を紹介する:「イスラームが女性に対して与えたこのような高い地位は、それ以前のどの宗教も、またイスラーム以外のいかなるウマットも達成できなかったものである。西洋のウマットは高い文明を持ち、女性を尊重し教育の機会を与えているけれども、いまだ女性に対してイスラームにおけるのと同等の高い地位を与えてはいない。例えば一部の西洋の法律では、女性が夫の承認なしに財産を売却することを認めていないなど、イスラームが1,300年前に女性に与えた権利が認められていない…。アブドゥが具体的にどのような「西洋の法律」を指してこのように述べているのかは定かではないが、このようにして著者はイスラームが女性に高い地位を与えたのだと論じ、西洋文明に先行するものとしてのイスラームの優位性を主張する。

記事は続けて、信仰の堅持や善行の実践は男女いづれにとっても平等に義務であること、学問に励むことも男女いづれにも奨励されるものであること、

またこれらに対する来世での報いも男女平等であることなどを説明していく。一方で興味深いのは、家事についての著者の説明である。著者によれば、ウラマーの大多数は、イスラーム法において炊事や家事は必ずしも女性の義務ではないという見解であるという。しかし著者は、ラシード・リダーが述べるこれに対する反対意見を支持する。リダーは預言者ムハンマドとその妻ファティマの関係を範例として取り上げ、炊事や家事は妻にとって義務であるという見解を示し、夫と妻がそれぞれ家の内と外の仕事を分担するのは自然の理にかなったことである、と主張する。著者もこれに従い、「…夫は神によって妻を導く立場を与えられたが、これは夫が妻に対して生活の糧を与え保護する義務を負うからである。妻は夫に対して良く従順である義務を負う…」と述べてこの記事の結論としている。このような夫婦の役割分担の強調も、明確に述べられてはいないが、西洋化・近代化の負の側面に対する懸念、すなわち、伝統的な家族の機能や役割が失われることに対する懸念を反映したものと理解できるかもしれない。いずれにせよ、社会的倫理・道徳に関する問題における指針としてクルアーンを紹介するという記事の意図は明らかであると言えよう。

(3) 社会の繁栄と倫理・道徳

上記のような社会的倫理・道徳に関する著者の意見は、連載第23回「道徳の悪化は災難の結果ではない」においてさらに明確に主張される〔*Qalam* 1953. 8: 36-37〕。著者は以下のように述べる：「…一部の人々は、ある民族の道徳の退廃は、社会の組織に欠陥があり、正義が行われず、様々な災難に見舞われることによって引き起こされる、と主張する。この解釈は、実際のところ真実ではない。…ある社会における（物質的な）豊かさや繁栄は、通常、道徳の退廃や悪行の横行を生み出す。カールーンやフィルアウン⁶の物語を読むが良い、あるいはイスラームのウマットが繁栄を極めた後の歴史を、さらには、ゴムの価格が高騰してマラヤ全土が繁栄に沸き返った時のことを考えてみるが良い…」。すなわち、物質的繁栄、現世における利益の追求が社会的倫理・道徳を退廃させると主張するのである。そして、優れた道徳は物質的繁栄に

6 いずれもクルアーンに登場する人物で、カールーンは自らの巨富を鼻にかけて高慢な振る舞いをしたために神罰を受けた人物、フィルアウンはムーサー（モーセ）に敵対したエジプト王のことである。

よってではなく、「祖先から子、孫へと伝えられる霊的導きによって」生み出されるものであり、そのような霊的導きはクルアーンの中にのみ見出される、と論じる。

記事はさらに、「宗教に関する権限を握っている我々のスルタンたち」に対して、「…最も重要なのは信仰心である。信仰ある人々のとるべき態度は、クルアーンの中に明示されている。王たちはまず自らの中に信仰の輝きを実現して見せ、次にそれを広く民衆にもたらす義務がある」と述べ、スルタンたちに対して、クルアーンに基づく信仰心を基盤とする社会的道徳の模範となることを求める。記事の末尾で著者は「…健全で強力なウマットを形成したいのであれば、我々は心を信仰で満たし、独立の獲得に向けて邁進し、民族と宗教の主権を手にしなくてはならない」と主張し、信仰心と優れた道徳の確立を民族の独立と発展にも繋がるものとして位置づける。

このように著者は、西洋化・近代化の負の側面として飲酒や賭博などの悪習の蔓延・社会道徳的退廃を指摘し、これに対する道徳的指針としてクルアーンの教えを位置づけ、クルアーンに基づく信仰の堅持を人々に訴える。先にも触れたが、この主張は連載前半における著者の主張、すなわちイスラーム文明を継承発展したのものとして西洋近代文明を位置づけ、その知識や科学技術を高く評価し、そうした近代文明の導入による発展を目指す主張といわば表裏一体のものとして理解するべきであろう。近代文明の成果の導入を正当化する一方で、近代化による物質的利益の追求が社会的倫理・道徳の退廃をもたらすことを危惧し、これに対する処方箋としてクルアーンの教えに基づくイスラームの信仰を主張するのが著者の立場である。

4. ウマットとイスラーム法

前節で取り上げた記事の内容からも分かるとおり、この連載記事は、前半と同様に後半においても、基本的には政治的色彩が極めて薄いのが特徴である。しかし、前節の末尾で著者が触れているように、連載がなされていた当時、英領マラヤは独立前夜の状況であった。著者バスメーもマラヤの独立をめぐる政治状況に無関心であったわけではない。連載第19-21回では3回にわたり、「様々な時代・場所に適応したイスラーム法」と題してイスラーム法の問題が扱

われている。

(1) ムスリムのイスラーム法認識

まず第19回[*Qalam* 1953.3: 17-18, 32]の冒頭で、著者は「我々ムスリムのうち多くの人々、特に西洋教育を受けた人々は、イスラーム法を“腐った”もの、20世紀の現代において独立国家の憲法として適用するには適さないものと考えている。この誤った考えに基づき、我々のうち一部の人々は、マラヤが近く独立した時の統治のあり方についてインド式や西洋式、日本、中国、シャム式など様々な方法を考えている。そうした諸外国の方式がより進歩的であると考えているのである…」と、当時のマラヤでの独立をめぐる議論を批判する。著者にとっては、独立後のマラヤの統治がイスラーム法に基づいてなされるべきであることは当然の前提である。

イスラーム法を軽視する人々の風潮について、著者は同時代のエジプトの法学者で、ムスリム同胞団の中心メンバーであったとされるアブドゥルカディル・アウダ('Abd al-Qadir 'Awdah)という人物による『イスラーム：信者たちの無知とウラマーたちの弱体』と題された著書を参照し、これに基づいて批判を展開する。

まず著者はムスリムを3種類の人々に分類し、それぞれのイスラーム法に対する認識を論じる。無学な人々、西洋教育を受けた人々、イスラーム教育を受けた人々の3種類である。第一の無学な人々については、基本的な宗教義務に関する表面的な理解を除いてイスラーム法に関する知識や理解は持たず、習慣的に礼拝などの義務を果たしている人々である、と規定する。著者は、彼らは知識のある人々に影響されやすく、イスラームに関係する(と彼らが思っている)事柄においてはイスラーム知識人の影響を受けやすいが、イスラームとは関係ない(と彼らが思っている)事柄については西洋教育を受けた知識人の影響を受けやすい、と指摘する。そして、現世におけるあらゆる事柄はイスラームに関わりがあるのであり、あらゆることについてイスラーム法に従わなければ完璧な信仰とはいえない、ということを彼らに対して明らかに説明することができれば、ウラマーたちは彼らに対して影響力を持てるのだが、ウラマーたちはこれを軽視してきた、と論じ、ウラマーの一般民衆に対する無関心を批判する。

第二の西洋教育を受けた人々については、イスラ

ーム法に関する知識は一般のムスリムと大差ないこと、にもかかわらずイスラームのウマットにおいて権力と影響力を持っており、国際社会においてイスラームのウマットを代表していることを指摘する。そして、彼らもムスリムであり、内面の信仰は確固たるものであるし、宗教について学ぼうという意志も持っているのだが、難解な宗教書を読む能力がないためにイスラーム法に対する理解が深まらない、と指摘し、もし新しい方法で編纂された宗教書があれば、彼らもイスラーム法について学び、理解することができるかもしれない、と論じる。

著者はさらに、これら西洋教育を受けた人々がイスラーム法の適用に反対する論拠を列挙する。それらは、①イスラーム法は国家や政治とは無関係である、②イスラーム法は現代には適合しない、③イスラーム法の多くは暫定的な規定であり、現代には適用されない、④そのままのかたちで適用すれば諸外国からの非難を受けるような規定が含まれている、⑤イスラーム法とは実際にはクルアーンやスンナから生まれたものというより、ウラマーたちの思考の産物に過ぎない、というものである。著者はこれらを、イスラーム法に対する無知と西洋教育の影響から生まれた議論であるとして批判する。この問題は続く連載第20-21回において詳細に論じられる。

第三の人々、イスラーム教育を受けた人々については、宗教問題に関しては大きな影響力を持っているが政治的影響力は皆無であること、西洋の法が導入される以前はあらゆる分野において影響力を持っていたが、西洋法の導入後はイスラーム法の適用が家族法を中心とする狭い範囲に限定され、彼らの影響力も弱まってしまったことが述べられる。そして再度、「…西洋教育を受けた人々は、イスラームをひとつの宗教であり政治とは関わりのないものであると考えている…彼ら西洋教育を受けた人々もムスリムなのだから、ウラマーたちは彼らに対してイスラームの真理とイスラーム法について説明すべきである…」と主張される。

以上のように著者は、西洋教育を受けた人々がイスラーム法に関する知識が不十分なまま政治的権力を握っていることを批判し、一方でイスラーム教育を受けたウラマーたちに対しては、イスラーム法の知識を人々に広め、自分たちの影響力を拡大する努力を怠ったとして批判している。そして、政治的実権を握っている西洋教育を受けた人々がウラマーから

イスラーム法について学ぶことが解決策として提示されている。ウラマーが政治的権力を握るべき、と主張されるわけではないが、著者の近代主義的思想を反映したものと言えよう。

(2)イスラーム法適用への反対論とその批判

連載第20回[*Qalam* 1953.4: 35-39]と第21回[*Qalam* 1953.5: 19-22]では、先述した西洋教育を受けた人々によるイスラーム法適用反対の5つの論拠について、引き続きアブドゥルカディル・アウダの著書に基づいて詳細に論じられる。

まず①イスラーム法は国家や政治とは関係ないものである、との主張に対しては、クルアーンとスンナにはそのようなことはどこにも書かれていない、西洋教育を受けた人々は西洋の法における政教分離の原則を当然のものと思い、イスラーム法も同様であると考えるのだろうが、イスラーム法はそのようなものではない、と反論する。そしてその根拠として、クルアーンの中には殺人者や盗人など犯罪者を処罰する規定やそれらの悪事を禁止する内容などが含まれており、これらは宗教ではなく統治に関わることであることなどが説明される。

さらに著者は「協議」章第36節「…どんなことも互いによく相談し合い…」[井筒 1958c: 112]などの章句を引き、クルアーンにおいては合議制(syura)の原則によって統治すべきことが命じられている、と述べる。あるいは「女性」章第61節「…また他人の間を裁く場合には、公正を旨として裁くように…」[井筒 1958a: 120]などを挙げて、クルアーンが正義・公正に基づく統治を義務付けている、と述べる。このようにして著者は、クルアーンが政治に関わる様々な規定をも含むことを示す。他にも、戦争と和平について、契約の締結について、貧者への施しや救貧院の設立とその扱いについてなど様々なことがクルアーンにおいて定められていることを解説し、「…要するに、クルアーンは世俗の様々な事柄を礼拝や信仰に関する事柄よりも低く扱うなどということはない。…クルアーンは宗教と道徳の基礎の上に立って世俗の事柄を扱っており、これに基づいて人々を導く政治の道筋を定めている…」と、クルアーンが国家や政治の問題に深く関わっていることを論じる。

次に②イスラーム法は現代には適合しない、という主張に対しては、根拠が明確でなく、無知に基づく主張に過ぎない、とした上で、反論を展開する。著者

はまず、「部屋」章第13節「…我ら(アッラー)はお前たちを男と女に分けて創り、お前たちを多くの種族に分ち、部族に分けた。これはみなお前たちをお互い同士よく識り合うようにしてやりたいとおもえばこそ…」[井筒 1958c: 165]や預言者ムハンマドのハディース「アラブ人がペルシア人より優れていたのではなく、優れていたのは信仰心だけである」を挙げて、イスラーム法は既に1,300年前に“人類の平等”という原則を定めていた、と主張する。そして「…彼ら無知な人々(イスラーム法の適用に反対する人々)が自慢する人定法がこの原則を知ったのは、ようやく18世紀末になってからである。しかもヨーロッパ諸国やアメリカでは、この原則は狭い範囲でしか適用されておらず、例えば肌の色による差別が未だに存在する」と述べて、西洋近代の人定法に対するイスラーム法の先進性・優位性を主張する。

著者は同様に、思想・信仰・言論などの自由の原則や、正義・公正の原則など、西洋近代の法において原則とされるものがいずれもイスラーム法において既に早くから確立されていた、と主張し、従って、イスラーム法が現代に適用できないなどということはない、と論じる。

③イスラーム法の多くは暫定的な規定であり、現代には適用されない、との主張に対しては、単に、イスラームは完全なる宗教であり、全てのイスラーム法は終末の日まで永遠のものである、と反論する。さらに、もし一部の法が暫定的なものに過ぎないとすれば、人々がそれぞれの欲望に従って勝手に法を破棄してしまい、やがて法が消滅してしまうだろう、と述べている。

④そのままのかたちで適用すれば諸外国からの非難を受けるような規定が含まれている、との批判については、「…彼らは“石投げ”や“腕を切り落とす”といった刑罰は今日では適用できない、なぜならイスラーム諸国はまだ力が弱く、また国内にいる多数の外国人たちはそのような刑を受け入れず、諸外国はこれを非難するだろうからだ、と主張する…」と解説する。これに対する反論として、著者は「食卓」章第48節「…人間をこわがってはならぬ、このわし(アッラー)をこそ恐れよ。わしのつかわした神兆(啓示)を安値で売ってはならぬぞ。アッラーの下し給うた(聖典)に拠って裁き事をせぬ者は全て無信の徒であるぞ」[井筒 1958a: 154]を挙げ、そのような“残虐な”刑罰であっても諸外国からの非難を怖れて適用しない

ことは許されない、との見解を示す。

しかしその一方で著者は、石投げの刑罰は現代ではほぼ名前だけの刑罰である、と付け加える。石投げは姦通の罪に対する刑罰であるが、イスラーム法の規定に従い、証人を立てて姦通の罪を証明することは極めて困難であるからである。すなわち著者は、たとえイスラーム法を全面的に適用したとしてもそのような“残虐な”刑罰が実際に行われることにはならない、との見解を示している。

⑤イスラーム法とは実際にはクルアーンやスンナから生まれたものというより、ウラマーたちの思考の産物に過ぎない、という批判に対しては、「…明らかに誤りである…イスラーム法は様々な理論や原則を内包した豊かな法としてもたらされたのであり、ウラマーたちはこれを解釈し解説しているに過ぎない…」と反論する。そしてその証明として、自由、平等、公正といった諸原則が、人類がそれを考え出すより以前にクルアーンの中に確立されていた、という主張が再び詳細に論じられる。他にも、例えば「…場所や状況が違えば法の適用も異なり得る」という理論も、法学者たちが作り出したものではなく、クルアーンの本文の中に以下のような神の御言葉として描かれている：“…この宗教では、お前たちに何一つ辛いことは無理に強い給わなかった…”⁷といたように、イスラーム法の原則や理論がすべてクルアーンやスンナから導き出されたものであり、ウラマーの創作などではないことが繰り返し主張される。

最後に著者は、西洋教育を受けた人々がイスラーム法について深く学ぶことを望む、と繰り返し、このテーマを結んでいる。

以上のように、著者はイスラーム法の全面的な適用を強く主張する議論を展開しているが、その議論は、現代社会の状況を批判しそれに対する解決策としてイスラーム法の導入を主張するというよりは、イスラーム法がいかに現代社会の諸原則や諸価値に合致するものであり、現代社会にも適用し得るものであるかを論証しようとするものになっている。自由・平等・公正といった諸原則がクルアーンの中に既に見出される、と主張することは、実質的には、それらの諸原則に拠って立つ西洋の法が適用された現代社会の状況を肯定するものと言える。そのうえで、西洋教育を受けた人々がイスラーム法について学ぶべきことが繰り返し主張される。このことも、西洋的・

7 「巡礼」章77節[井筒 1958b: 178]。

近代的な政治・統治が行われることを肯定したうえで、その指導者たる西洋教育を受けた知識人たちに対して、社会的倫理・道徳の面におけるイスラーム法の重要性を認識して欲しいという意図に思われる。

5. 結論

連載記事「クルアーンの秘密」の後半においては、副題のリストから見て取れるとおり、純粹に敬虔な信仰を奨励する内容の記事が多く、前半と比べて特定のテーマを一貫して扱った記事は少ない。その中で比較的まとまったテーマとして、本論では社会的倫理・道徳に関する問題とイスラーム法の適用をめぐる問題を取り上げた。

著者バスメーは連載前半において、タンターウィーの議論に依拠しながら、“西洋近代文明はかつてのイスラーム文明の繁栄を継承し、さらなる発展を遂げたものであり、その起源はイスラーム文明にある。かつて西洋がイスラーム文明を取り入れて発展を遂げたように、今度はイスラーム世界が逸脱と停滞から抜け出し、西洋近代文明の成果を取り入れることで発展への道を進むべきだ”という近代主義的イスラーム改革思想を展開した。本論で扱った飲酒・賭博の問題や夫婦の絆といった倫理・道徳に関する諸問題の議論は、これといわば表裏一体をなすものと言える。知識や科学技術といった面において近代文明の成果の導入を主張する一方で、近代化が社会的倫理・道徳の退廃をもたらすことを危惧し、道徳的指針としてのクルアーンの価値を強調するのがバスメーの思想である。

イスラーム法の導入をめぐる議論も同様に、一方でマラヤ独立後におけるイスラーム法の全面的な適用を当然の前提としながらも、他方では自由・平等・公正などといった西洋近代法が拠って立つ諸原則を肯定的に論じている。また、西洋教育を受けたエリートが政治の実権を握ること自体は否定せず、彼らに対してクルアーンとイスラーム法についてより深く学ぶことを求める。西洋近代的な統治制度を肯定しつつ、その基盤となる諸価値・諸原則をイスラームに基づくものとして位置付けなおすことを主張する、いわば日本という“和魂洋才”のような主張であると言える。

以上のような著者バスメーの近代主義イスラーム思想は、近代的な公共空間において“宗教”に割り当

てられる役割をある程度受け入れつつ、クルアーンとそれに基づくイスラーム法の価値観をそれに適合させようとするウラマーの試みとして位置づけることができよう。今後、このようなバスマーの思想を東南アジアにおけるイスラーム近代主義の展開の中に位置づけることを試みていきたい。

参考文献

-
- Qalam* no.10-47(1951.5.-1954.6), Singapore: Qalam Press.
- Abudullah, Taufik. 1971. *Schools and Politics: the Kaum Muda Movement in West Sumatra (1927-1933)*. Ithaca: Cornell University.
- 井筒俊彦訳 1958a 『コーラン(上)』岩波文庫。
- 井筒俊彦訳 1958b 『コーラン(中)』岩波文庫。
- 井筒俊彦訳 1958c 『コーラン(下)』岩波文庫。
- Noer, Deliar. 1973. *The Modernist Muslim Movement in Indonesia 1900-1942*. London: Oxford University Press.
- 大塚和夫他編 2002 『岩波イスラーム事典』岩波書店。
- 山本博之 2003 「東南アジアにおけるムスリム同胞団の成立と初期の活動について」『ODYSSEUS 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要』7: 59-73.